

論文の作成と審査に関する諸課題に対する学会スタンス

大気環境学会は、今後も「大気環境学会誌」の科学的価値を高く維持するため、ここに論文の不正および倫理に対するスタンスを明確に示します。

(1) 論文の作成に関して

① 剽窃、捏造、偽造、盗用

投稿手引 (1.はじめに(6)) に明記しており、禁止行為です。

② 二重投稿

投稿規定 (2.原稿の種類(1))、投稿手引 (1.はじめに(3)) を明記しており、禁止行為です。

なお、投稿予定の原稿が二重投稿と疑われる可能性がある場合、著者は編集委員会に申告し、判断を仰ぐことができます。このとき、必要な情報や資料を提供してください。編集委員会は二重投稿かどうか判断し、著者に結果を報告します。

③ 倫理的配慮が特に必要な研究 (ヒト・動物を利用した研究)

投稿手引 (1.はじめに(7)) に従ってください。

④ 利益相反

大学や研究機関などに所属する研究者等が所属機関外の企業・団体との産学官連携活動等 (共同研究、受託研究、寄付金等の受入) を行う上で、連携先との間に経済的な利益関係 (役員就任や株式保有、あるいは多額の報酬等) が発生することは少なくありません。しかし、大気環境に関する研究活動やその結果の公表などは、純粋に真理探究あるいは公共の利益、科学的な根拠と判断に基づいて行われるべきです。真理探究および公共の利益を目的とした研究を行う大学や研究機関と、営利追求を目的とした活動を行う企業・団体とは、その目的・役割を異にすることから、研究者等が企業・団体との関係で有する利益と、研究者等の所属機関における責任とが衝突する状況が生じます。こうした状況を利益相反*といたします。

投稿手引 (1.はじめに(7)) の通り、利益相反がある場合は、投稿カードに該当する著者名、企業名、内容について記載してください。

⑤ 原稿の取り下げや内容の変更

投稿規定 (4.審査) の通り、正当な理由なく提出中の原稿を取り下げできません。掲載可と判断された原稿について、取り下げや内容の変更が必要な場合は、全著者の同意書を添えて理由書を編集委員会に提出し、編集委員会の承諾を得なければなりません。

(2) 論文の審査に関して

公正な論文審査を阻害する、いかなる行為もしないこと、並びに編集委員会の意見を尊重し、それに従うことが基本です。

*以下の3つの状況を総称して利益相反とします。

- 1) 個人としての利益相反 (個人が得る利益⇔所属機関における責任 (研究・教育))
- 2) 所属機関としての利益相反 (所属機関が得る利益⇔所属機関の社会的使命)
- 3) 責務相反 (個人の対外的職務遂行責任⇔所属機関における職務遂行責任)

(参考資料：文部科学省利益相反ワーキング・グループ。報告書；早稲田大学研究倫理オフィス)

(3) 論文の作成・審査に係る諸問題に対する審議体制

論文の作成・審査に係る諸問題が発生した場合には、学会内会議体において以下の手順で審議します。

- ・事務局など 違反情報など情報を受け入れ、倫理委員会に報告する。
- ・倫理委員会 会長指名による複数の編集実務委員の参加を得て、違反行為について精査し、違反の認定・不認定を検討し、理事会に上申する。また、これらの検討の際、必要に応じて学会内会議体等から情報提供を受ける。
- ・編集委員会 倫理委員会における検討の際に情報を提供する役割を担う。
- ・理事会 倫理委員会決定案を受け、承認・却下・再検討の判断、及び、処分の要否を検討し、最終決定とする。ただし、会員の除名処分が必要な場合は、処分内容を総会に付議する。
- ・総会 理事会の除名処分の上申に対し、定款第10条に基づき、議決を行う。

以上